

総合教育会議について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 76 号）」が施行され、地方公共団体の長は、総合教育会議を設けるものとされた。概要は以下のとおり。

1 総合教育会議の概要

*以下「法」とは改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律を指す

(1) 会議の設置、構成

- ① 地方公共団体の長は、総合教育会議を設ける。(法第 1 条の 4 第 1 項)
- ② 総合教育会議は、地方公共団体の長及び教育委員会により構成する。
(法第 1 条の 4 第 2 項)
- ③ 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。(法第 1 条の 4 第 3 項)
- ④ 教育委員会は、協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に総合教育会議の招集を求めることができる。(法第 1 条の 4 第 4 項)

(2) 会議における協議事項、協議・調整事項（法第 1 条の 4 第 1 項）

- ① 教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関する協議
- ② 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策についての協議
- ③ 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置についての協議、並びにこれらに関する構成員の事務の調整

(3) 調整結果の尊重義務

総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。(法第 1 条の 4 第 8 項)

(4) 会議の公開と議事録の作成及び公表

- ① 総合教育会議は、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときを除き、公開する。(法第 1 条の 4 第 6 項)
- ② 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。(法第 1 条の 4 第 7 項)

(5) その他

- ① 総合教育会議は、協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。(法第 1 条の 4 第 5 項)
- ② 総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。(法第 1 条の 4 第 9 項)

<抜粋> 総合教育会議関係

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）

（大綱の策定等）

第一条の三 地方公共団体の長は、教育基本法第十七条第一項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2 地方公共団体の長は、大綱を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、次条第一項の総合教育会議において協議するものとする。

3 略

4 略

（総合教育会議）

第一条の四 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

一 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

二 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

2 総合教育会議は、次に掲げる者をもつて構成する。

一 地方公共団体の長

二 教育委員会

3 総合教育会議は、地方公共団体の長が招集する。

4 教育委員会は、その権限に属する事務に関して協議する必要があると思料するときは、地方公共団体の長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

5 総合教育会議は、第一項の協議を行うに当たつて必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

6 総合教育会議は、公開する。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

7 地方公共団体の長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、総合教育会議の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表するよう努めなければならない。

8 総合教育会議においてその構成員の事務の調整が行われた事項については、当該構成員は、その調整の結果を尊重しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。